

フリースクールのスクーリングを開催する際の高等学校の使用特区

(申請者：(株)武蔵野オフィス・こころの宝石箱)

1 申請内容

(1) 目指す地域活性化

申請者は、自ら運営するフリースクール「こころの宝石箱」に在籍する高校生が、提携している茨城県の通信制高校の単位を取得するため、スクーリング（年間 15 日程度）を実施している。現在、スクーリングは県立大学（浜田市）や専門学校（斐川町）で実施しているが、生徒・保護者の負担が大きい。

松江市内の高校の教室を利用してスクーリングが実施できれば、生徒・保護者の負担が軽減できるとともに、不登校の児童・生徒のフォローの充実につながる。

(2) 現在の障壁

高校の施設使用については、学校長の判断により目的外使用を認めることができるが、現状ではスポーツ振興等の目的で利用されている例はあるが、スクーリングについては管理運営上の問題から認められていない。

(3) 申請者の意図

スクーリングを実施するため、高等学校の空いている教室を使用したい。

2 規制の内容

○教育財産の管理等に関する規程（「公有財産の取得、管理及び処分に関する規則」第 26 条第 1 項を準用） → 教育長の権限を委任する規程により学校長へ委任

- ・社会教育又はスポーツの振興等を図るため短期間使用させる場合等、学校長が教育財産の目的外使用許可を行うことができる場合の基準を規定。
- ・スクーリングについては、規則に列挙されている事項には該当しないため、「その他教育長が特に必要と認める場合」に該当するかどうかの問題。

目的外使用の許可に当たっては、あくまで教育施設の本来の用途又は目的を妨げないことが前提となる。

3 対応方針

- 教育施設の本来の用途又は目的を妨げないことを前提として、通信制高校のスクーリングのために高等学校の教室の使用を許可できることとし、その旨各県立高校へ通知する。

[条件等]

○今回の措置は、通信制高校のスクーリングを目的とする場合に限るものであり、目的外使用許可の申請者は通信制高校の校長となる。

○施設の使用にあたっては、使用料のほか、経費（警備員報酬、電気代等の実費）の負担が必要になる。